

14. ドライバー定期健康診断受診料助成

事業概要	令和6年4月1日から令和7年2月14日に県内認可営業所に雇用されている運転者が法定の定期健康診断を受診した場合、その費用の一部を助成します。
予算	3,100万円
助成金額	<p>・運転者一名につき上限 2,000円（一名につき一回分に限り申請可能）</p> <p>【注意】</p> <p>1名あたりの健診費用が 2,000円以上の場合、2,000円まで助成</p> <p>1名あたりの健診費用が 2,000円未満の場合、健診費用を上限に助成（千円未満切捨て）</p>
助成条件	<p>以下の①～④をすべて満たすこと</p> <p>①助成対象期間内に労働安全衛生規則第44条に基づく定期健康診断を受診していること <u>※雇い入れ時の健康診断は助成対象外</u></p> <p>②県内認可営業所に雇用されている運転者であること</p> <p>③社会保険に加入している者（被保険者本人）であること</p> <p>④申請人数の上限は、県内営業所登録のエンジン付き事業用トラックの車両数と同数まで</p>
申請期間	<p>令和6年4月1日～令和7年2月14日 ※予算に達し次第受付終了</p> <p>※1事業者あたりの申請回数の上限は、期間中2回まで</p> <p>申請回数を2回に分ける例）保有車両数10台（エンジン付）で運転者数10名分を申請する際、対象者が同時期に健康診断を受診していない場合</p> <p>4月に5名受診（6月に1回目の申請）9月に残りの5名が受診（11月に2回目の申請）</p>
必要書類	<p>①健康診断受診促進助成金交付申請書（兼請求書）（様式1）</p> <p>②健康診断受診明細書(様式2)</p> <p>③領収書の写し（医療機関が発行するもので、「会社名」「健康診断」「受診人数」の記載のあるもの）</p> <p>注1）領収書に受診人数の記載がない場合、受診人数のわかる書類を添付すること。<u>例）請求明細書など</u></p> <p>ただし、健康診断結果などの個人情報も多く含むものについては個人情報保護の観点から、添付しないようお願いいたします。</p> <p>注2）原則、領収書の写しを添付願います。ただし、医療機関等での発行が困難な場合は、「請求書」と「請求書の記載金額に対してお支払いが完了出来ていることが確認できる書類」（銀行の振込用紙の控えなど）を添付して下さい。</p> <p>④助成金振込口座の通帳（または小切手帳）の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金の申請者と振込先口座名義人が同一か確認します ・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が明記されていること
注意事項	・県内営業所登録のエンジン付き事業用トラックの車両数が不明の場合、トラック協会業務部へお問い合わせください。